

青梅市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金にかかる非常勤消防団員の勤務年数の区分を追加したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例

青梅市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表退職報償金支給額表中

「

30 年以上
円
979, 000
909, 000
849, 000
809, 000
734, 000
689, 000

」

30年以上 35年未満	35 年以上
円	円
979, 000	1, 079, 000
909, 000	1, 009, 000
849, 000	949, 000
809, 000	909, 000
734, 000	834, 000
689, 000	789, 000

」を

」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。